農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

带広市長 米沢 則寿

市町村名	帯広市					
(市町村コード)	012076					
	带広大正地区					
地域名 (地域内農業集落名)	(愛国北、愛国南、幸一、加賀、上途別西、上途別北、上途別南、上途別東、以平 第二、以平東、以平第三、睦、上以平、大和、東幸福、中幸福、幸福、東和、東、 親幸、越前、中戸蔦、戸蔦高台、戸蔦、大正市街 全25集落)					
協議の結果を取り	キレめた年日ロ	令和6年11月1日				
別の我でいれたとれて	みこのパーナガロ	(第4回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

国際化の急速な進展とそれに伴う輸入農畜産物の増加、また国内における産地間競争の激化といった農畜産物の価格への直接的な影響に加え、肥料や燃油の高騰といった要因を含め、本市農業は厳しい状況下に置かれている。こうした状況は今後も続いていくものと考えられることから、効率的かつ安定的な営農を展開する経営体の育成・確保が課題となっている。

本市は、現在、20,000haを超える耕地面積を有し、農家1戸当たりの平均耕地面積は約30haとなっており、全道平均と比べても高水準にあるものの、近年では、農業従事者の高齢化等による農家戸数の減少傾向が見られる。特に都市近郊地域においては、農家戸数の減少に加え、市街化の進展等に伴い、将来的には農地が減少し、点在化していくことも考えられることから、経営を縮小する農業者等から地域における今後育成すべき担い手への効率的な農地集積が必要不可欠となっている。また、経営規模拡大等により土地利用型農業を展開してきた地域においても、これからの経営規模拡大を目指す農業者に必要とされる農地が飽和状態となってきており、農地の効果的な流動化対策が大きな課題となっている。

今後は、農業者や地域の自主的な創意と工夫を生かしながら、都市近郊地域、中央平野地域、山麓周辺地域など、各地域の特性やそれぞれの経営体の実態に応じた多様な農業を展開していくことにより、本市 農業の持続的かつ安定的な発展を図っていく必要がある。

【地域の基礎的データ】

主な作物:小麦、馬鈴しょ、てん菜、豆類、長いも

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑作と酪農を中心に多様な農業がバランスよく展開されている現状を維持し、安全・安心で良質な農畜産物の安定生産を継続していくとともに、地域の優位性を活かし、高付加価値化等の取組を推進することで、更なる地域農業の発展を目指す。

地域計画は定期的に見直し、変更が生じた場合は帯広市地域農業経営基盤強化促進計画検討会で協議を 行い、決定することとする。ただし、公共用地や農家住宅に供するための農地の転用に係る計画変更の場 合は、検討会での協議を要さないこととする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	8, 486	ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8, 486	ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】		ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

(2)農地中間管理機構の活用方針

農地の安定的利用による農業経営の強化・発展に資することを目的として、担い手への農地集積を図っているところであるが、農地中間管理機構を活用し、さらなる農地の集積・集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

生産性の向上や自然災害の被害軽減のため、継続的な生産基盤の整備を行うほか、農業用施設などの機能が維持・発揮できるよう、適切な保全管理を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

経営規模の拡大だけではなく、高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農 畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かし た多様な農業経営の育成・確保を図る。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

7	①鳥獣被害防止対策	7	②有機・減農薬・減肥料	7	③スマート農業	7	④畑地化·輸出等	⑤果樹等
7	⑥燃料•資源作物等	7	⑦保全•管理等	√	8農業用施設	7	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①帯広市鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣による農林業への被害防止に取り組む。
- ②地力増進のため、適正施肥の促進などを通じた土づくり支援や、環境負荷を低減するため、化学合成農薬の削減などの環境保全型農業に取り組む。また、家畜排せつ物の適正処理などのため、バイオマスの利活用を進める。
- ③規模拡大や農業従事者の不足、労働負担軽減などに対応するため、ICTなどの先端的な技術を活用したスマート農業の普及により、作業の省力化などを図る。
- ④帯広大正農業協同組合が実施する長いも等の輸出など、海外への販路拡大の取組を推進する。
- ⑥生産資材(肥料、飼料、農薬、機械など)の価格が高止まりする中、農業者が安心して経営を続けられるよう国等への要望活動を行う。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用した地域活動の促進により、地域資源の保全・管理を行う。
- ⑧農業用施設の新設等の際に、国等の支援が受けられるよう関係機関との連携を図る。
- ⑨畜産農家から畑作農家への飼料用作物の委託栽培や、家畜排せつ物を含むバイオマスの利活用を進めるなど、耕畜連携に取り組む。